

第5章 保護に係る諸手続き

表25は、重要文化財(建造物)を保存活用していくにあたり、必要な諸手続きをまとめたものである。なお、現状を変更する場合の手続き、または保存に影響を及ぼす行為の手続き、その他修理等の行為の手続きについては、次ページ以降にまとめる。

表25 文化財(建造物)の保護に係る諸手続き

事項	手続者	受理者	手続区分	提出期限	備考	根拠法令	北海道教育庁を経由するもの
国宝の指定書交付を受けたときの重要文化財の指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法28第5項	○
指定解除のときの指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法29第4項	○
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内		法31第3項	○
所有者の変更	所有者・新所有者	文化庁長官	届出	20日以内	指定書添付	法32第1項	○
管理責任者の変更	所有者・新管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	指定書添付	法32第2項	○
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者または管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	所有者に関わるときは指定書添付	法32第3項	○
滅失、き損、亡失、盗難	所有者(管理責任者または管理団体がある場合は、そのもの)	文化庁長官	届出	10日以内	(参考)巻末に書式を添付	法33	×
防災施設・設備の機能低下(又は不能)報告	所有者	文化庁長官	報告	遅延なく	(参考)巻末に書式を添付	文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条(23)	×
所在の場所の変更	所有者(管理責任者または管理団体がある場合は、そのもの)	文化庁長官	届出	20日以前	指定書添付	法34	○
修理の着手(現状変更に係るものを除く)	所有者又は管理団体	文化庁長官	届出	30日以前	(参考)巻末に書式を添付	法43の2第1項修理届出規則第1、2条	×
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅延なく	上記に基づく報告。結果を示す写真見取図添付。	修理届出規則第3条	×
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとするもの	文化庁長官	許可	事前	(参考)巻末に書式を添付	法43第1項現状変更規則第1、2条	×
現状変更等の終了	現状変更等の許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅延なく	上記に基づく報告。結果を示す写真見取図添付。		×
有償譲渡	譲渡者	文化庁長官	申出通知	事前	文化庁長官は申出から30日以内に買い取るもしくは買い取らない旨を通知。30日以内もしくは通知以前の譲渡禁止。 ※1		○
所有者以外の者による公開	公開の責任者	文化庁長官(道内の場合 は道)	許可	事前		法53条	

※1 譲渡人に特に譲渡したい特別の事情があって、文化庁長官の承認を受けた場合を除く

1 重要文化財(建造物)の現状を変更する場合の手続き

(1) 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財(建造物)については、現状を変更しようとする行為は、事前に許可の申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条第1項)。この許可は、文化審議会への諮問を経てなされるため、手続きには十分な準備と時間を要することを考慮する(同法第153条第2項)。

現状変更の許可を申請する際には以下の行為を参考とし、必要に応じて北海道教育庁、文化庁等関連機関との協議を行う。

1. 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、文化財を創建当時の姿、又は改変後のある時期の姿に復原する行為を指す。

2. 保存管理上の行為

保存管理上の行為は、地盤高さの変更、移築または曳家、構造躯体を変更する場合(躯体の大半を別構造に置換する場合)などが例として挙げられる。

3. 活用のための行為

基準5を除く壁や床の一部に、構造躯体の大半を占める大きさの開口を設ける行為が例として挙げられる。

(2) 文化庁長官の許可を要しない行為

重要文化財(建造物)の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、許可を要しない(法第43条第1項但し書き、同条第2項国宝又は重要文化財の現状変更及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条)。

1. 維持の措置 (※事前に修理届の提出が必要)

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- a. 修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置とする。その場合、事前に修理届を提出する必要がある。なお、仕様を変更する場合は、文化庁と協議を行い、仕様を決定する。
- b. 建造物のき損の拡大を防止するための必要な応急措置は、維持の措置とする。ただし、き損届を提出する。

2. 非常災害のための応急措置 (※原則事前にき損届の提出が必要)

非常災害のために必要な応急措置としては、次のような行為が想定される。

- a. 被災した建造物における破損箇所の養生。早急に応急措置をすべき場合は、き損届提出前でも応急措置を実施する。
- b. 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急措置に準じて運用する。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、文化庁と協議するものとする。また、実施した措置については、文化庁に報告する。

2 重要文化財(建造物)の保存に影響を及ぼす行為に係る手続

重要文化財(建造物)の現状に直接的に変更を加える行為でなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱める等の恐れが生じる行為も建造物の保存に影響を与える行為となる。

(1) 文化庁長官の許可を要する行為

文化財(建造物)の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(同法第43条第1項)。この許可は、文化審議会への諮問を経てなされるため、手続きには十分な準備と時間を要することを考慮する(同法第153条第2項)。また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときには写真等を添えて、すみやかにその旨を報告する。

(2) 文化庁長官の許可を要しない行為

重要文化財(建造物)の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微な場合は、許可を要しない。時計台の場合、2階ホールを貸し出しする際に、イベント主催者が建物の保護のために、養生をする行為や、火災報知器等の設備機器を「基準1」「基準2」の部位の保存に影響を及ぼさない範囲内で更新する行為については、影響が軽微なものとみなされる。保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについて疑義がある場合は、事前に文化庁に照会することとする。

3 重要文化財(建造物)の届出等

(1) 修理の届出等

重要文化財(建造物)の修理を行うに当たっては、技術的な確認、検討をするため、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を文化庁長官に提出する(同法43条の2第1項)。届出の形式は所定の事項を記載したものとする(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条)。修理届に係る修理が終了したときには、その結果を示す写真等を添えて、速やかにその旨を報告する。

き損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は修理届を要しない。構造及び生命の安全性確保のために必要不可欠であり、大きな現状の変更をしない行為、または文化財的価値を損なわないことが明らかでない行為の場合には、文化庁と協議する。

なお、下表26に示す時計台(重文)において想定される事項は「管理に含まれる小規模な修繕の例」は、「軽微な修理」、「管理行為」として扱い修理届の提出は不要とする。

表26 修理届を要しない、管理に含まれる小規模な修繕の例

対 象	内 容	期 間	手 法・備 考
外壁面	塗膜の小規模な割れや剥がれが見られる箇所の塗装。現状の塗膜を剥がさずに上から重ね塗りする際は20㎡程度まで、塗膜を剥がして塗りなおす際は5㎡程度まで。 ※素地調整する際は修理届を提出	随時	塗装仕様は既存と同様とする。時計台での施工実績を有する業者に限る。
屋根	亜鉛引鉄板の小規模(5㎡程度)な取り替え修繕	随時	時計台での施工実績を有する業者に限る。
	塗膜の小規模(5㎡程度)な剥がれ、錆び等が見られる箇所の塗装	随時	塗装仕様は既存と同様とする。時計台での施工実績を有する業者に限る。
内部	塗膜の小規模(1㎡程度まで)な割れや剥がれが見られる箇所の塗装	随時	塗装仕様は既存と同様とする。時計台での施工実績を有する業者に限る。
床面	清掃、床のワックスがけ	随時	
建具	上げ下げ窓の昇降ロープの取り替え	随時	
	建付調整、ドアハンドル、錠などの締め直し。	随時	
	建具に付属するドアノブ、ラッチ、ドアクローザー、丁番等の金物(当初材ではないもの)の補修・取替	随時	「基準1」の建具に大きな改変が伴わない場合に限る。
外構	通水、排水の為の外構、桟等の整備	随時	犬走りに影響が及ばない場合に限る。
時計機械	保守点検、メンテナンス	随時	
その他	破損したガラスの交換	随時	「基準1」の建具に大きな改変が伴わない場合に限る。 破損したガラスが現代の材料でない場合は、別途保管を検討する。
	電球の交換	随時	
	「基準5」に該当する部位の修理または器具の交換	随時	

(2) 滅失・き損の届出等

災害等によって重要文化財(建造物)の全部または一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件などを紛失したり、盗難の被害を受けたときには、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失・き損の届出書を文化庁長官に提出する(同法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条)。なお、き損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は、き損届にその旨記載する。

4 本計画の内容の変更に係る手続き

本計画の内容を変更する場合は、変更の内容について北海道

教育庁および文化庁と事前に協議し合意を形成したうえで、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて、北海道教育庁を経由して文化庁へ提出する。

5 参考書式

表25に記載する「滅失、き損、亡失、盗難」「防災施設・設備の機能低下(又は不能)報告」「修理の着手(現状変更に係るものを除く)」「現状変更または保存に影響を及ぼす行為」については、書式を「付属資料8」に添付する。なお、様式は変更となる可能性があるため、届出等を行う際には事前に確認すること。